期待される協働のメリット・効果

地域の住民、各種団体のネットワーク化、活性化を図るとともに、地域の実情に応じた市民のニーズに対し、きめ細かく対応できることが期待できます。

また、地域住民、各種団体が連携することで、様々な地域課題に対応できるほか、次のようなメリットが期待されます。

地域の総意による課題解決	活動団体の相乗効果	効率的な役割分担
・地域住民総意に基づき、一体感を持って地域課題解決に取り組める	・連携、協力により互いの活動に相乗効果 ・個々の団体の課題解決	・人材育成 ・団体相互の人材活用

条例の構成

前　文【条例制定の経過、背景】

第1章　総則

- 第1条　目的：「協働のまちづくり」の推進
- 第2条　定義：協働/市民等/市/活動団体/まち協
- 第3条　基本理念：「協働のまちづくり」を推進するための基本理念
- 第4条　条例事項の尊重：条例事項の位置づけ

第2章　市民等、活動団体及び市の役割

- 第5条　市民等の役割：協働のまちづくりへの参画
- 第6条　自治会の役割：市民生活に密着した自治会としての役割
- 第7条　まちづくり協議会の役割：地区内の中核組織としての役割
- 第8条　地域活動団体の役割：地域内のつながりを構築する団体としての役割
- 第9条　市民活動団体の役割：地域性や専門性を生かした団体としての役割
- 第10条　市の役割：必要な施策、支援の実施

第3章　協働のまちづくり

- 第11条　協働の推進：基本的な進め方
- 第12条　人づくり：担い手や次世代育成
- 第13条　情報の共有：相互の情報の共有
- 第14条　市職員の意識及び参加推進：市職員のまちづくり活動への参加促進

第4章　飯塚市協働のまちづくり推進委員会

- 第15条　飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置等：条例の実効性を高めるための附属機関

第5章　雑則

- 第16条　条例の見直し：条例の見直し
- 第17条　委任：条例の委任

飯塚市協働のまちづくり推進条例(概要版)　令和4年10月発行
【問い合わせ先】飯塚市役所　市民協働部　まちづくり推進課
TEL:0948-22-5500　FAX:0948-22-5526　Email:machizukuri@city.iizuka.lg.jp

案3

飯塚市協働のまちづくり推進条例 概要版

令和2年4月1日　施行

飯塚市協働のまちづくり推進条例
ホームページ

飯塚市は、福岡県の中央に位置し、豊かな自然、歴史、文化を有し、大学をはじめ、研究機関や医療機関が集積した筑豊の中心都市です。

将来にわたり明るく住みよい、共に支え合うまちづくりを実現するために、市民一人ひとりの人権が大切にされ、市民相互が豊かに交流し、助け合い、安全安心で住み続けたい郷土のまちづくりを推進しています。

全国的に見られるように、飯塚市においても、少子高齢化、核家族化の進行により、人と人とのつながりが希薄化する一方で、市民等、自治会をはじめとした地域活動団体、NPOなどの市民活動団体がまちづくりの担い手として、様々な分野で果たす役割が大きくなっています。

このため、市は、市民等及び活動団体と情報共有を図り、市民等の多様な意見を反映できる機会を設けながら、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、それぞれの役割に応じた取組を進めることで、地域の課題を自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

飯塚市協働のまちづくり推進条例 概要版

第1条 目的
この条例は、飯塚市の協働のまちづくりにおける基本理念を定め、市民等、活動単位及び市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりに係る市の支援等に関し、必要な事項を定め、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

協働とは

第2条(1)協働
市民等、活動団体及び市が、相互の理解と尊重の下、対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むこと。

第2条(2) 市民等
・市内に住んでいる人　・市内に通勤、通学する人
・市内で事業や活動を行う個人や団体

第5条 市民等の役割
自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、協働のまちづくりに参画

参画　参画

第2条(5) 市民活動団体
市民等が主体となり、同じ目的をもって運営する団体

第9条 市民活動団体の役割
それぞれの団体が持つ地域性、専門性を活かし、協働のまちづくりを推進

ボランティア団体
環境ボランティア
福祉ボランティア
点訳・音訳ボランティア
など

NPO法人
法人として許可を得た、民間の非営利組織

その他団体
〇〇実行委員会
など

協働

第2条(4) 地域活動団体
地域の市民の方々が、任意で構成する活動団体

第8条 地域活動団体の役割
地域内の繋がりの構築や個人では解決できない課題を地域の課題として取り組み、協働のまちづくりを推進

まちづくり協議会　市内12地区に設置する協議会

自治会
同じ地域で暮らす方々で構成される住民自治組織

その他活動団体
子ども会
老人クラブ
社会体育振興会
PTA
消防団　など

協働のまちづくり

第11条（協働の推進）
市民等、活動団体及び市は、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、相互にそれぞれの特徴をいかしあいながら、共通の課題を解決し、協働のまちづくりを推進するよう努めること

第12条（人づくり）
市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりの人材発掘と、育成の充実に努めること

第13条（情報の共有）
市民等、活動団体及び市は、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮し、相互に情報を共有するよう努めること

第14条（市職員の意識及び参加推進）
市職員は、協働のまちづくりの重要性を認識し、自らが地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めること

第2条(3)市
飯塚市

第10条 市の役割
施策の実施
人的な支援
財政的支援(各種補助金等)

助言等

第15条
協働のまちづくり推進委員会
・課題の抽出と解決
・条例に基づく施策の検証と改善
・協働のまちづくり全般に関すること

IIZUKA KYODO